

協働推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 本県では、県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による総力の結集を図ることにより「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信の持てる、活力ある島根」を実現することとしているが、そのためには、協働に向けての職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、組織としての体制を整備することが不可欠である。このため、協働の推進にあたり、中心的な役割を担う職員として協働推進員を置き、職員の意識改革及び組織体制整備を推進するものである。

(職務内容)

第2条 協働推進員の職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協働に関する研修会への参加
- (2) 協働やNPO活動の促進に関する情報の収集・提供
- (3) NPO等からの提案内容の協働化検討や問い合わせ等への対応
- (4) その他協働の推進やNPO活動の促進に関し必要なこと

(設置対象所属)

第3条 協働推進員の設置対象所属は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本庁の各課室
- (2) 各地方機関
- (3) 教育庁各課及び各教育事務所
- (4) 警察本部
- (5) その他環境生活総務課長が必要と認めた所属

(設置)

第4条 各所属に協働推進員を1名以上置く。

2 協働推進員は、次に掲げるいずれかの職員を充てることとする。

- (1) 課長補佐と同等以上の職にある者
- (2) NPO等との協働事業又はNPO法人等への派遣研修の経験がある者
- (3) その他、所属長が認める者

(支援体制)

第5条 環境生活総務課長は、協働推進員が第2条に掲げる職務を遂行していく上で必要と思われる支援を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協働推進員の設置に関し必要な事項は、環境生活総務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。